
ウエスカ司教座聖堂教会文書の生成論

(12世紀～13世紀中葉)

——オリジナル、カルチュレール、家門の「創造」——¹

足立 孝

〈弘前大学〉

1978年のローマ国際研究集会において、ローヌ川からガリシアまでの封建制の発展様式を比較・総合しようとしたピエール・ボナシィは、現在でも羨望を込めてしばしば言及されるように、10世紀中葉から11世紀末葉までで俗人のオリジナル文書を中心に15,000点と例外的に多数の文書が伝来することを最大のメリットの一つとして、カタルーニャを全体の参照軸に据えることがいかに有効であるかを訴えていた²。むしろそれは、史料的に恵まれたカタルーニャのモデルならば、せいぜい教会・修道院カルチュレールに筆写・集成された文書群以外に依拠すべき情報源のない他の諸地域では避けることのできない史料上の空白をも埋められるという理屈にちがいない。また、従来のカタルーニャ研究のなかでも文書学・文献学寄りの立場からは、豊富に伝来するオリジナル文書を縦横に生かして、きわめて活発な書記文化とそれに裏打ちされた文書利用の水準の高さが特筆すべき点として強調されてきた。たとえば、1970年代以来、近年の史料論的研究を先取りするような仕事を一貫して手がけてきたミシェル・ジンメルマンは、伝統的な書式と書記の素養との複雑な相互関係のあり方を見事に描き出しているし、9世紀から11世紀までのカタルーニャの書記に注目したアンスカリ・M・ムンドにいたっては、西ゴート期以来の書記の文化はカロリーナ小文字の導入も含めて9世紀以降むしろより豊かになり、わけても都市を中心に活躍した俗人書記の存在がのちの公証人の時代へと途切れることなく連綿と連なっているとしている³。

もっとも、そうした仕事を可能ならしめた文書の伝来状況そのものをめぐっては、もっぱら自らが描き出した活発な書記文化の一語をもって循環論的に説明されてしまい、なぜかくも豊富なオリジナル文書が伝来するかは自明のこととして不問に付されている。だが、相次いで来日した文書学の第一人者であるブノワ＝ミシェル・トックやロラン・モレルは、あくまでも保管されなかつただけで、あらゆる痕跡からみて他

- 1 本稿の準備にあたり、ウエスカ司教座聖堂教会文書館で史料調査を行った。こちらが閲覧を願い出た文書ばかりか、あらゆる文書をおよそ自由に閲覧させてくれた司教区尚書長ファン・カルロス・パロンに伏して御礼を申し上げる。なお、以下で使用される略記号の内容は次のとおりである。ACH: Archivo de la Catedral de Huesca; ADH: Archivo Diocesano de Huesca; AHN: Archivo Histórico Nacional; CDCH: A. Durán Gudiol, *Colección diplomática de la Catedral de Huesca*, 2 vols., Huesca, 1965–1969; CSPV: *Cartulario de San Pedro el Viejo*; CT: A. Gargallo Moya, M. T. Iranzo Muñio et M. J. Sánchez Usón, *Cartulario del Temple de Huesca*, Zaragoza, 1985; LC: *Libro de la Cadena*.
- 2 P. Bonnassie, *Du Rhône à la Galice: genèse et modalités du régime féodal, Structures féodales et féodalisme dans l'Occident méditerranéen (X^e–XIII^e siècles). Bilan et perspectives de recherches*, Paris, 1980, pp. 17–84; id., *La Catalogne du milieu du X^e à la fin du XI^e siècle. Croissance et mutations d'une société*, 2 vols., Toulouse, 1975–1976.
- 3 M. Zimmermann, *Textus efficax: Ennonciation, révélation et mémorisation dans la genèse du texte historique médiéval. Les enseignements de la documentation catalane (X^e–XII^e siècles), Genesis of Historical Text: Text/Context*, Nagoya, 2005, pp. 137–156; id., *Écrire en l'an mil, Hommes et sociétés dans l'Europe de l'an mil*, Toulouse, 2004, pp. 351–378; id., *Écrire et lire en Catalogne (IX^e–XII^e siècle)*, 2 vols., Madrid, 2003, t. 1, pp. 246–284; id., *L'usage du droit wisigothique en Catalogne du IX^e au XII^e siècle: approches d'une signification culturelle, Mélanges de la Casa de Velázquez*, 9, 1973, pp. 232–281; A. M. Mundó, *Le statut du scribe en Catalogne du IX^e au XI^e siècle, Le statut du scribe au Moyen Âge. Actes du XII^e colloque scientifique du Comité international de paléographie latine*, Paris, 2000, pp. 21–28; id., *El jutge Bonsom de Barcelona, cal·ligraf i copista del 979 al 1024, Scribi e colofoni. Le sottoscrizioni di copisti dalle origini all'avvento della stampa*, Spoleto, 1995, pp. 269–282.

の西ヨーロッパ諸地域でも、同水準とはいわないまでも相当量の文書が作成されたことは確実とみなしており、その意味でカタルーニャ史料の特筆すべき点は文書作成のレベルにあるのではなく、むしろ文書保管のレベルにあると口を揃えて指摘している⁴。実際、俗人を主体とするオリジナル文書の多数の伝来といえども、公証人登記簿が生成をみるまでは、その大半はやはり教会や修道院、なかでも司教座聖堂教会に伝来する文書群が数量的に他を圧倒しているのであり⁵、本来ならばまずもってこの点が系統的に問われてしかるべきであろう。むろん、一概に司教座聖堂教会文書といっても、伝来の様式、伝来総数に占めるオリジナル文書と後代のコピーやカルチュレール集成文書の比率はかならずしも一様ではないから、このあたりはカタルーニャにかぎらず個々の司教座聖堂教会文書を個別に検討するほかない。そこで以下では、あえてカタルーニャ西方に隣接するアラゴンの、1096年の征服以降とやや時代は下るものの、多数の俗人オリジナル文書の伝来という点で唯一カタルーニャに肩を並べうるウエスカ司教座聖堂教会文書を例にとり、司教座における俗人文書の伝来という現象をあらためて生成論的に分析してみよう。

*

現在のウエスカ司教座聖堂教会に収蔵される文書群は、11のアルマリオ（アルマリウム、すなわち「聖具棚」）にそれぞれ分類され、各アルマリオには1,000点前後の単葉形式の羊皮紙（一部は紙）が収められている。こうした収蔵形式は、16世紀末葉に本格的に着手された文書庫の分類・整理作業に直接由来するものであるが、1590年から1614年にかけて司教座聖堂参事会員のなかから文書庫管理係がたびたび任命されてその任にあたるも、その作業が最終的に実を結んだのは1633年から1634年にかけてのことであった。このとき1番から9番のアルマリオに既存の文書がその内容にそくして分類されるとともに、利便性を考慮してアルマリオごとに分類された各文書の特徴的な語句をアルファベット順に配列した紙製の文書目録（*Lumen ecclesiae*）が1644年までに編纂されている。その後、1633～34年の分類・整理作業から漏れた文書がエクストラバガンテス（「外典」の意）と呼ばれる新たに設けられたアルマリオに分類される一方（ここに分類された、つまり近世の分類・整理に際して顧慮されなかった文書がもっぱら抵当権設定文書であるのは興味深い）、16世紀に司教座に移管されたサンタ・マリア・デ・アルケーサル教会の文書がやはり別個のアルマリオを設けて収蔵されるにいたったのである。

とはいえ、こうした分類・整理がその時点で初めて行われたわけではないであろう。1213年までのすべての文書を刊行したアントニオ・ドゥラン・グディオルによれば、その出発点は早くも1202年に取り交わされた司教管理財産と司教座聖堂参事会管理財産との分離・分割にあったという。その際、各々の管理下におかれた文書の分類基準が13世紀末葉から14世紀初頭に成立したカルチュレール『錠前の書（*Libro de la Cadena*）』におおよそ反映されているとしている⁶。当該カルチュレールは、冒頭の20葉と564頁からなる羊皮紙の冊子体であり、各文書の余白にはローマ数字で1から1095の番号が振られていて、司教座聖堂教会を構成する各組織やその傘下の教会の文書、国王文書、王国有数の貴族家門であるマサ家関連文書、さらにより多くは所領、すなわち地理的区分を分類基準として、それらを表示するルブリックをもって開始される個別のセクションごとに配列されている。編纂は司教ドミンゴ・サラの在位期（1253～1269）において開始

4 ロラン・モレル著・岡崎敦訳「文書オリジナルとはなにか—7-12世紀の文書史料に関するいくつかの指摘—」『史学』第76巻第2・3号、2007年、289-320頁；ブノワ＝ミシェル・トック著・岡崎敦訳「西欧中世の私文書（10-13世紀）」『史淵』第144輯、2007年、77-107頁。となれば、12世紀末葉から13世紀末葉までに生じた文書の爆発的増加はあくまでも文書保管の「革命」の産物にすぎないことになろう。P. Bertrand, À propos de la révolution de l'écrit (X^e-XIII^e siècle). *Considérations inactuelles, Médiévales* 56, printemps 2009, pp. 76-79.

5 拙稿「9-11世紀ウルジェイ司教座聖堂教会文書の生成論—司教座文書からイエ文書へ、イエ文書から司教座文書へ—」『西洋中世研究』第1号、2009年、87-105頁。

6 CDCH, pp. 7-16.

されたと想定され、集成された文書で最も新しいものは文書番号80番の1274年6月10日の文書である。書体的には、少なくとも4名の書記の筆が区別される（すなわち、1～293番 [1～166頁]、294～457番 [239～460頁]、476～883番 [239～460頁]、884～1095番 [461～564頁]、なお458～476番が含まれた頁は現存しない）。なお、冒頭の20葉は14世紀初頭に設けられた2列からなるインデックスとなっていて、文書群中の各セクションに付されたものと同様のルブリックに続き、それぞれに集成された文書の番号とその概要が整然と目録化されている。

現在では史料の価値という点でオリジナルとコピー（さらには偽文書）の境界がますます曖昧になってきているが、われわれは法的通用性という意味でも、むしろ史料の信用度という意味でも両者を峻別してしまう心理を依然として捨てきれていない。だから、オリジナルの形で大量に伝来するカタルーニャ史料の例外性にかくも大きな注目が集まるのであるし、逆にカルチュレールのみの伝来というより一般的な伝来状況を前にして、それを法的な編纂物としてではなく、過去の記憶の再生または「創造」にかかわるもの（いわゆる「史料＝記念碑」）としてとらえなおそうとした1990年代以降のカルチュレール研究もまたそうした心理の裏返しにほかならない。となれば、以上のように大量のオリジナルと大部のカルチュレールがいずれも伝来している場合、この点はいかに理解されるであろうか。じつをいうと、カルチュレール一般と同様に、前述の『錠前の書』に集成された文書のオリジナルはごく一部を除きおよそ伝来していない。すなわち、基本的にオリジナルが残される環境にあったにもかかわらず、カルチュレールの編纂に際しては、オリジナルの大海から筆写されるべき文書が取捨選択されたのち、そのオリジナルは総じて意図的に廃棄されたか、少なくとも保管されるべきものとして認識されていなかったということになる。ここから以下の3点が指摘されるであろう。第1に、カルチュレールの編纂はそれ自体、文書庫の分類・整理の13世紀的な表現であって、後代に行われることになる全面的な作業と本質的に区別されるものではない。第2に、そうした作業の成果としてのカルチュレールを、法的にも社会的にもオリジナルに準ずるものとみなす認識はもとより存在せず、両者はそれぞれ別個の文書保管の形式とみなされていた可能性が高い。第3に、カルチュレールそのものの恣意性はつとに指摘されてきたことであるが、オリジナルのまま保管された文書とカルチュレールを介して保管された文書とでは、むしろ後者こそ13世紀後半の段階で筆写・集成という多大な労力を払ってまで保管される必要のあった、その意味でむしろ優先度の高い文書であったと考えるのが妥当であろう。

以上の点を念頭におかなくてはならないのは、本稿の主たる検討対象である俗人文書がオリジナルではもちろん、カルチュレールにも含まれていて、前述のように両者で保管された文書におよそ重なるところがないからである。前者については、とくにアルマリオ2番が土地売却文書を中心とする俗人文書で構成されている（全体で1112点）。他方、後者については、965～988番に前述のマサ家の文書がまとめられているほか、ルブリックの付されていない503～662番のセクションがもっぱらウエスカ市域における俗人の土地売却文書でほぼ占められていて、同市域外の集落に関する文書を中心とする887～964番のセクションにも俗人文書が多数収録されている。これらの文書がいかにして司教座聖堂教会の管理するところとなったかは、次のような例からおおよそ推測されるであろう。たとえば、ヒメノ・ガルセス・デ・アスタウンの娘マリアが司教エステバンにコルピノスおよびハビエレにおける土地財産を寄進した1175年の文書には、父ヒメノが前者を購入により取得し、後者をパルセローナ伯ラモン・ベレンゲール4世から賦与されたものであること、さらにその際に作成された文書をいずれも司教に譲渡する旨が明記されており⁷、少なくとも前者の売却文書に相当する文書は確かに伝来している⁸。むしろこうした慣行自体は少しもめずらしいものではない。たとえば、1200年にギリェルモ・レネールの寡婦ホルダーナが娘イネスにウエスカ市域のアルメリスに所在する

7 ACH, Armario 2, no. 441 (1175, IV, 22) [CDCH, no. 312].

8 ACH, Armario 2, no. 509 (1139, VII) [CDCH, no. 151].

耕地を生前贈与したとき、その耕地が本来購入されたものであり、その際に作成された売却文書とともに譲渡すると明記されている⁹。この場合、生前の夫とともに当該耕地を購入した1195年の売却文書もまた伝来するが¹⁰、司教座聖堂教会による当該耕地の最終的な取得がこれらの文書の伝来を説明することは疑いを入れないにせよ、それを内容とする肝心の文書が伝来しておらず、具体的なところは判然としない。

じつは、このように特定の土地財産の権利保証という観点から、司教座聖堂教会における俗人文書の伝来という現象を検討しようとする、乗り越えがたい障壁にかならず直面してしまう。そもそも前掲の例のように土地財産の取得経緯が（カタルーニャ史料のように）そのつど明記されることはむしろまれである。また、土地財産はとくに売却文書では東西南北の四肢の隣接物を明記することで具体的に位置表示されるが、寄進文書や遺言状で複数の土地財産が列挙されるような場合には主要な隣接物表示を除いて大半が省略されるし、1220年頃ともなると東西南北の表示が消えて隣接物表示の順序におよそ規則性がみられなくなり、作業の根幹をなす土地財産の特定そのものが甚だ困難になるのである。もっとも、最大の障壁は、意図的か単なる偶然かは判然としないが、司教座聖堂教会自体が土地財産を最終的に獲得する際に作成した、権利保証上最も重要であるはずの文書を保管することになんとも不可解なぞんざいさを示していることである。たとえば、サンチョ・カバリェールなる人物が妻ブルーナとともに、1168年から1179年にわたってウエスカ市壁内北端の聖ヨハネ騎士団街区（またはシルカータ街区）の数家屋と、市域北部の数耕地（それぞれモンズ、フォルカス、マガンティナ）を購入した6点の売却文書はすべてオリジナルの形で伝来しているのに¹¹、同人がそれらを司教座聖堂教会に寄進または売却した文書は伝来しておらず、唯一、上記の数家屋が1212年に司教座聖堂参事会の救貧係によって貸与されたときにかつて同人のものであった旨がわずかに語られるのみである¹²。

ここにオリジナルとカルチュレールという保管形式のちがいが絡むと、謎はますます深まるばかりとなる。たとえば、12世紀後半の富裕土地所有者の1人としてしばしば言及されるペドロ・マルタは、「生来のよきインファンソン（*bonam infanzonam ermunam*）」である妻マルタとともに、1184年から1195年にわたってウエスカ市壁内の家屋や、同市域の耕地や葡萄畑を集中的に購入し¹³、1196年には司教座聖堂教会への埋葬を望む遺言状を作成すると¹⁴、遅くとも5名の子がその財産を分割した1199年8月までには兩人ともに没している。同人の家族に関する文書は全体として7点を数えるが、前述の遺言状を含め、少なくとも購入財産全体が司教座聖堂教会に寄進・売却されたことを示す文書はいっさい伝来しない。これらのうち、3点が『錠前の書』に収録されているが、一つは前述の5名の子によるウエスカ、その近郊のティエルス、イグリエス、タベルナスにおける相続財産の分割文書であり¹⁵、残る2点は市壁内のテンプレ騎士団街区の家屋を購入した1184年の売却文書と¹⁶、同人の娘サンチャ・ペレス・マルタの子にして司教座聖堂参事会長となった同名の孫が当該家屋をめぐって兄弟からとりつけた1258年の権利放棄書となっている¹⁷。第1の財産分割文書で

9 ACH, Armario 2, no. 401 (1200, I) [CDCH, no. 573].

10 ACH, Armario 2, no. 514 (1195, XII, 31) [CDCH, no. 509].

11 ACH, Armario 2, no. 627 (1168, XII), 492 (1170, X); Armario 9, no. 139 (1173, XI); armario 2, no. 391 (1177, IX), 443 (1177, IX), 624 (1179, IX) [CDCH, no. 254, 267, 297, 331, 332, 347].

12 ACH, Armario 5, no. 23/LC, no. 511 (1212, III) [CDCH, no. 750].

13 ACH, Armario 2, no. 610 (1184, IV), 362 (1189, IX), 404 (1195, I); Armario 5, no. 165 (1195, I); LC, no. 554 (1194, IV) [CDCH, no. 389, 444, 482, 489, 490].

14 ACH, Armario 2, no. 390 (1196, V) [CDCH, no. 522].

15 ACH, Armario 7, no. 75/LC, no. 945 (1199, VIII) [CDCH, no. 556].

16 ACH, LC, no. 554 (1194, IV) [CDCH, no. 482]. なお、孫ペドロ・マルタは、1202年に司教座聖堂参事会の祭具室係がアルボレットにおける土地を購入したおりにすでに聖堂参事会員として証人中に名を連ねている。ACH, Armario 2, no. 1056 (1202, VII) [CDCH, no. 607].

17 ACH, LC, no. 555 (1258, II, 28).

は購入されたテンプレート騎士団街区の家屋が分割の対象から外されることが明記されていることからみて、これら3点の文書の収録の動機が全体として1258年の当該家屋の権利放棄書に関係していることは疑いを入れられないが、いずれにせよ、ここから司教座聖堂教会の権利保証というわかりやすい解答を導くにはあまりにも多くの文書が欠落しているといわざるをえない。さらに次のような例もまた、われわれを困惑させるであろう。すなわち、征服前からウエスカに定住したキリスト教徒（モサラベ）家門の出身者とおぼしきギリエルモ・モサラベは、やや時間的に遡るものの、1139年から1149年にかけてもっぱらウエスカ市域の耕地（北東部のアビンゴルデル、南東部のプジャスエロ）を購入し、1165年には司教座近隣の2店舗、市域のコンレネクの葡萄畑、同じくラ・メサの菜園などを一挙に司教座聖堂教会に寄進している。不思議なことに、これらのうち、少なくとも3点の売却文書がカルチュレールに収録されているのに¹⁸、肝心の1165年の寄進文書¹⁹は収録されておらず、しかもやや判断が難しいとはいえ、ここには同人がそれまでに購入した土地財産がおよそ含まれていないようである。

オリジナルであれカルチュレールであれ、司教座聖堂教会における俗人文書の伝来は、司教座聖堂教会がそれらの文書で対象となっていた土地財産をある時点で獲得した結果と想定するほかに説明しようがない。けれども、技術的には、それを逐一特定することは事実上不可能であるし、オリジナルとカルチュレールという保管形式の差異は問題をややこしくするばかりで少しもその助けにはならない。ただ、それは土地財産に注目するかぎりにおいてである。たとえば、前述のサンチョ・カバリエールの例と同様に、ガルシア・デ・サンタ・クルスとその子マルケスが1155年から1201年にかけてウエスカ市域で行った6件の土地購入はすべてオリジナルで知られるのみである²⁰。逆に、サルバドル・デ・ラス・コルサスとその子ペドロ・サルバドル、エステバン・カペティット、ベルナルドは、1141年から1212年にかけて市域の土地を購入する一方、司教座聖堂教会のタベルナスにおける所領を1144年から1211年まで2世代にわたって保有した一門であるが、これらの所見はすべてカルチュレールに由来するものである²¹。また、1217年から1251年にかけて11点の文書を数えるウエスカ居住の騎士（miles）サンチョ・デ・アラサルにいたっては、同時代の史料のなかでも文字どおり『錠前の書』のなかだけで知られる存在にほかならない²²。このように土地ではなく

18 ACH, LC, no. 645 (1139, VI, 29), 651 (1149, VI), 652 (1151, XI) [CDCH, no. 150, 191, 198].

19 ACH, Armario 2, no. 562 (1165, II) [CDCH, no. 242].

20 ACH, Armario 2, no. 564 (1155, X), 487 (1164, VIII, 9), 478 (1171, II), 384 (1173, XI), 419 (1201, X), 556 (1201, XI) [CDCH, no. 219, 239, 274, 298, 589, 590].

21 サルバドル・デ・ラス・コルサスと妻サビーナによるそれぞれウエスカ市域のクアドリエーリョならびにアルゲルディアにおける土地の購入は、ACH, LC, no. 941 (1141, XI) et 589 (1159, VI) [CDCH, no. 157 et 232]. 1144年には、「汝がわれわれに誠実に果たした奉仕に報いて (propter servicium quod fecisti nobis fideliter)」という定型表現とともに、司教ドドンからタベルナスの所領が賦与されている。ACH, Armario 7, no. 50/LC, no. 904 (1144, XI) [CDCH, no. 162]. 1176年には、アルゲルディアの耕地、モンテアラゴン街道沿いの耕地、コンリエネクの葡萄畑と引き換えに、当該所領とウエスカ市域の菜園が年間小麦1カイスの貢租義務とともにあらためて賦与されており、このときすでに司教座参事会員となっていた子ベルナルドもまた他の兄弟と同様に当該所領の相続にあずかるものと明記されている。ACH, LC, no. 590 (1176, III, 5) [CDCH, no. 319]. 当該所領はペドロ・サルバドル、ついでエステバン・カペティットに継承されたが、1211年に司教座聖堂教会の同意の下、ラモン・カリョルに750ソルドゥスで売却されている。当該文書については、ドミニコ会のサント・ドミンゴ・デ・ウエスカ教会にオリジナルが伝来する。AHN, Clero, Dominicos de Huesca, carpeta 593, no. 2 (1211, I). また、後者は1212年にはウエスカ市域のアルメリスの耕地を司教座聖堂教会に売却している。ACH, LC, no. 192 et 518 (1212, IV) [CDCH, 752]. なお、ペドロ・サルバドルは、後述のボクロン（ブグロン）家のアケルメスの義兄弟であったようである。ACH, LC, no. 607 (1196, XII) [CDCH, no. 525]. エステバン・カペティットは1164年にサラゴサで開催された平和・休戦会議で、いまだ形成途上の都市共同体の代表者 (adelantados de concilio) の筆頭として名を連ねている。A. I. Sánchez Casabón, *Alfonso II rey de Aragón, conde de Barcelona y marqués de Provenza. Documentos (1162-1196)*, Zaragoza, 1995, no. 23 (1164, XI, 11).

22 ペドロ・デ・アラサルの子サンチョ・デ・アラサルは妻タレーサとともに、1217年から1225年にかけて市域のグアタテン・パホの葡萄畑の購入に始まり、もっぱらバリオ・ヌエボ（石造市壁西側のユダヤ人街区）の家屋を集積し、それらの分割・貸与を繰り返している。1227年にはそれらを市域外のアレーレの財産とともにサンタ・マリア・デ・サラス教会に寄進し、これを称えられて聖堂主席司祭から市域内の25カイサーダにもおよぶ土地を終身で貸与された。その後もアルキブラの耕地、またもやバリオ・ヌエボの家屋を購入し、1251年に聖ヨハネ騎士団にサンタ・マリア・マグダレーナ街区の家屋を寄

イエに注目すると、俗人文書の保管形式をめぐってオリジナルとカルチュレールとのあいだに一定の線引きがなされていたことに気づかされる。繰り返すが、いずれの形で伝来する文書も権利保証という観点からすれば同等であったはずなのに、それでも以上のように区別されているのである。となれば、われわれは司教座聖堂教会とそれぞれに分たれたイエとの法的のみならず社会的な関係に注目することで突破口をみいだすほかないであろう。

*

以下では、最もまとまった文書の伝来する二つの家門、すなわちボクロン（ブグロン）家とイサーク家を例にとって個別に検討することにしよう。これらはすべて、初期のウエスカ史を代表する富裕土地所有者として古くからたびたび取り上げられてきた家門である。前者は、まさしく出身地名に由来する家門の名称が示すように、征服・入植過程で流入したピレネー山脈以北の出身者（すなわち「フランス人（francos）」）の代表例として注目されてきたし²³、後者については、ハカの元ユダヤ人家系の出身者がいかにして一介の靴工からウエスカを代表する富裕土地所有者に昇りつめたかという、ある種の立身出世物語として広く知られるところとなった²⁴。むろん、それらの比較的豊富な文書もまた、初期ウエスカ史を検討するうえで法的にも社会経済的にも欠かすことのできない貴重な材料となっている。だが、市政制度の発達という文脈においては、いずれもおおよそ際立った活躍のみられない家門であり、この方面で具体的な研究の対象となることはついぞなかった。確かにいわゆる誓約人（jurati）の初出が1207年であることを考慮すれば、これらの家門が勢力を振るったようにみえる時期が時間的にやや先行するとはいえ、その突出した財産規模をみるにつけ、市政におおよそ参画していないのはいささか奇異に思われるかもしれない。この点で13世紀の市参事会構成員の出自・経歴を綿密に追跡したマリア・テレーサ・イランソ・ムニオは、遺言状の分析からその財産規模が意外にも小さいという事実をうけ、すべての財産が遺言状に列挙されるわけではなかったとして、2家門に勝るとも劣らない財産規模をその背後に読み取ろうとしている²⁵。実際、ここには文書の伝来状況に起因する、すぐれて史料論的な問題が潜んでいる。そもそも司教座聖堂教会文書の枠内では、マサ家を除けば²⁶、これらに匹敵するほどの文書が伝来する家門はみられない。検討の範囲を同時期のウエスカ史料全体に拡大してみると、主要なところでサン・ペドロ・エル・ピエホ修道院、モンテアラゴン修道院、サンタ・クルス・デ・ラ・セロス修道院、テンプル騎士団、13世紀にはとくにウエスカ市、サンタ・マリア・デ・シヘナ修道院、サント・ドミンゴ・デ・ウエスカ教会、サンタ・クララ・デ・ウエスカ修道院と、「文書庫」

進して、同人の足跡は途絶える。ACH, LC, no. 545 (1217, III), 546 (1217, VI), 553 (1222, V), 43 (1223, IV, 25), 568 (1225, V), 578 (1225, X), 40 et 989 (1227, IX, 8), 550 (1232, V), 566 (1239, VII, 24), 547 (1241, X, 2), 623 (1251, X).

23 A. Conte Cazarro, Aspectos sociales de la población altoaragonesa a través de la documentación templaria de Huesca, *Argensola: Revista de ciencias sociales del Instituto de Estudios Altoaragoneses*, no. 90, 1980, pp. 261–300; P. García Mouton, Los franceses en Aragón (siglos XI–XIII), *Archivo de filología aragonesa*, vol. 26–27, 1980, pp. 7–98.

24 リン・H・ネルソンは、抵当権設定文書の典型例としてイサーク家の1点の文書を紹介している。L. H. Nelson, B. Three documents from Huesca (1158–1207), O. R. Constable ed., *Medieval Iberia. Readings from Chirstian, Muslim, and Jewish Sources*, University of Pennsylvania Press, 1997, pp. 242–246. また、彼は、もっぱらドウランの文書集に収録された1213年までの同家の文書に依拠しながら、その歴史を自らのウェブサイト上でまとめている。http://www.vlib.us/medieval/lectures/jofre_isaac.html.

25 M. T. Iranzo Muñio, *Élites políticas y gobierno urbano en Huesca en la Edad Media*, Huesca, 2005, pp. 149–164. なお、スティーヴン・P・ベンシュによれば、バルセローナでは12世紀中葉から13世紀初頭にかけて貴族の撤退が加速する一方、貴族と同様に市内外の大土地所有に基礎をおいた従来の有力市民がのきなみ没落し、これに代わって商工業と市域の小土地所有に投資対象を転換した、財産規模でははるかに劣るよう見える新たな家門が実際に市政の担い手となってゆくという。S. P. Bensch, *Barcelona i els seus dirigents, 1096–1291*, Barcelona, 2000, pp. 124–150.

26 『錠前の書』には、マサ家文書を収録した固有のセクションが設けられている（965–988番）。同家については、J. F. Utrilla Utrilla, Los Maza de Huesca: un linaje aristocrático aragonés en el siglo XII, *Aragón en la Edad Media*, XX, 2008, pp. 811–827; Id., Linajes aristocráticos aragoneses: datos prosopográficos del linaje de los Bergua y notas sobre sus dominios territoriales (siglos XII–XV), *Aragón en la Edad Media*, X–XI, 1993, pp. 859–894.

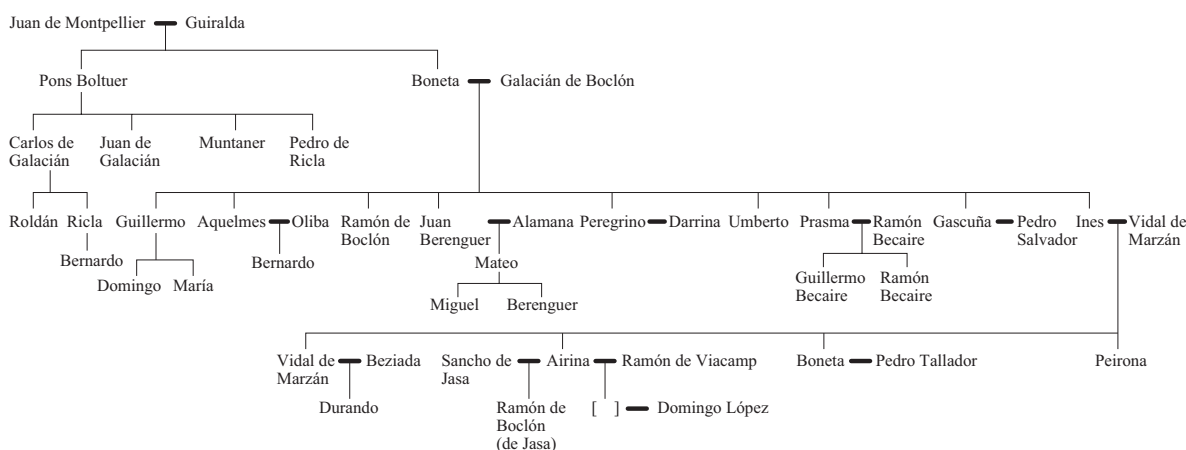


図 1

そのものは多岐にわたり、一見材料に事欠かないようにみえるが、これらには多数の俗人文書の伝来という現象自体がみられない。となれば、2家門が同時期のウエスカで傑出した有力家門であったかを土地所有を指標に判断することはもとよりできないのであって、理屈のうえでは、多数の文書の保管を可能にした司教座聖堂教会とのなんらかの関係を除けば、富裕とはいえども、突出したと形容できるような存在ではなかった可能性もあることをつねに念頭におく必要がある。

図 1 は、ウエスカ史料全体から抽出される直接的または間接的な情報を駆使して可能なかぎり再構成した同家の家系図である。同家の始祖にあたるのは、アキテーヌはブグロンの出身者とおぼしきガラシアン・デ・ボクロンなる人物であるが、その人となりについてはおよそ知られるところがない²⁷。これとは対照的に、その妻ボネータについては、ウエスカ史料は多少なりとも饒舌である。同人は、征服直後のウエスカに入植した第 1 世代の市民で、王国の主要貴族とともにアラゴン国王アルフォンソ 1 世の側に仕えたファン・デ・モンプリエ²⁸とギラルダの娘であり、ガラシアンに嫁いだのち、少なくとも 9 人の子、すなわちギリエルモ、アケルメス、ラモン、ファン・ベレンゲール、ペレグリーノ、ウンベルト、プラスマ、ガスクーニャ、イネスを産んでいる。これら兄弟姉妹のうち当初はギリエルモ、ついで同人が司教座聖堂参事会員になったのちにはアケルメスの系統が家門の継承という点で主要な地位を占めたが、他の兄弟の系統も、さらにそれぞれラモン・ベカイレ（ボーケール）、ビダル・デ・マルサン（モン・ド・マルサン）、おそらく前述のペドロ・サルバドルに嫁いだプラスマ、イネス、ガスクーニャの系統さえもが後述のように遺産相続にあずかるべくたびたび姿をみせるので、結果として各系統のほぼ 3 世代から 4 世代までが追跡されるのである。

同家の文書はほぼすべて司教座聖堂教会に伝来している²⁹。同家の出身者が法行為の主体となった文書は 1166 年から 1243 年までで、合計 36 点にのぼる。保管の形式としては、36 点すべてが『錠前の書』に由来するものであり、そのオリジナルが伝来するのはわずか 6 点にすぎず、オリジナルのみの保管という形式はまったくとられていない。『錠前の書』中の収録箇所は、34 点が前述のルブリックなしのセクションに集中していて、残る 2 点が市域外の集落に関する 887～964 番のセクションに含まれている。文書の種別にそくして

27 1164 年にアルベルトなる人物が司教座聖堂教会に寄進したアルメリスの耕地が、ガラシアンの寡婦から借り入れた 52 ソリドゥスの担保となっていることから、遅くとも同年までには没していたと考えられる。AHN, Armario 2, no. 339/ADH, CSPV, fol. 101v (1164) [CDCH, no. 241].

28 ACH, Armario 2, no. 747 (1110) [CDCH, 108].

29 ただし、ボネータは、母ギラルダとともに、父ファン・デ・モンプリエと夭折した兄弟ボンスの鎮魂を目的としてアルキブラ門の外の耕地をテンプル騎士団に寄進している。CT, no. 3 (1148, X). また、その子ファン・ベレンゲールは 1179 年に市域のアルガスカル（parral）をテンプル騎士団に売却している。CT, 75 (1179, VIII).

分類すると、その内訳はそれぞれ贈与³⁰、売却³¹、交換³²、貸与³³、抵当権設定³⁴、遺言状³⁵、分割⁸（重複が1あるので実質的には7）³⁶、権利放棄²³⁷、判決書¹³⁸、財産目録¹³⁹となっている。贈与のうち司教座聖堂教会への寄進が3点数えられるものの、残る6点は親族への生前贈与⁴、婚資¹、報償¹で占められる。売却はもっぱら購入が中心であるが、4点が親族間での売買となっている。交換には司教座聖堂教会との交換が1点含まれるが、ここでもやはり親族間での交換が1点含まれる。これらに加えて、分割、権利放棄、判決書はすべて前述の遺言状を筆頭に親族間での遺産相続にかかわるものである。したがって、同家の文書は、司教座聖堂教会との一定の関係を想定させるものではあるが、基本的にはほぼ4世代にわたる家門の財産の分裂の記録となっているといつてよいであろう。

以上をふまえたうえで、個々の文書をいま少し具体的に検討してみよう。起点をなす1166年5月の2点の文書は、ファン・デ・モンプリエの寡婦ギラルダが孫アケルメスに市域のマガンティナにおける耕地を与えた贈与文書と⁴⁰、同じく孫ラモン・デ・ボクロンに与えるべく、ギラルダが娘ボネータとアルメリスの耕地を交換した交換文書となっている⁴¹。他方、ボネータの長子ギリエルモは、早くも1168年4月に弟アケルメスとオリーバ夫妻に、父母から継承したウエスカおよびモンプリエの財産を売却する一方⁴²、1174年にはボネータとその甥カルロスから市域のモリリヨンの新規葡萄作付地（majuelo）を分与されている⁴³。ギリエルモはすでにこのあたりから司教座聖堂参事会員としてのキャリアを歩みだしていたのであろうか。ボネータはその後、アケルメスとともにサンチョ・アスナレス・デ・ムリーヨの娘ホルダーナから市域の12耕地を購入し（1182年3月）⁴⁴、その一部を含む耕地6・葡萄畑1をともなって司教座聖堂教会に托身する一方（1190年4月）⁴⁵、1188年にギリエルモが従兄弟ファンから購入したアルガスカルの葡萄畑をアケルメスに与えている（1192年1月）⁴⁶。アケルメスとはいえば、1185年2月、妻オリーバとともに市壁内北西部のマサ街区の数家屋を自ら購入している⁴⁷。1192年11月に司教座聖堂教会から2葡萄畑を終身で貸与されたとき、ギリエルモは司教座聖堂参事会員にして付属学校の教師（magister）という肩書きを帯びており⁴⁸、3年後の1195年7月21日には、埋葬料にあてるべく司教座聖堂教会にハラとモリリヨンの葡萄畑・耕地と100ソリドゥスの遺贈を指定したほか、皮革工街区の数家屋を中心とする全不動産を実子のみならず兄弟とその子に

30 ACH, LC, no. 592 (1166, V), 626/Extravagantes (1174), 582 (1190, IV), 567 (1192, I), 530 (1209, VI, 24), 615 (1209, VII) [CDCH, no. 247, 304, 449, 465, 708]; LC, no. 577/Extravagantes (1224, X), 583 (1229, IX), 539 (1243, XI, 2).

31 ACH, LC, no. 603 (1168, IV), 611/armario 2, no. 566 (1182, III), 610 (1185, II), 551/ Armario 2, no. 600 (1188, III), 609 (1206, VI), 570 (1206, X) [CDCH, no. 253, 368, 397, 433, 673, 676]; LC, no. 544 (1227, VI).

32 ACH, LC, no. 605/armario 2, no. 663 (1166, V), 607 (1196, XII), 549 (1199, IX), 575 (1199, IX) [CDCH, no. 248, 525, 558, 559]; LC, no. 868 (1221, I).

33 ACH, LC, no. 657 (1192, XI) [CDCH, 470].

34 ACH, LC, no. 613 (1211, XII) [CDCH, no. 743].

35 ACH, LC, no. 552 (1195, VII, 21) [CDCH, no. 500].

36 ACH, LC, no. 580 (1195, VIII), 604 et 608 (1195, VIII), 944 (1195, XI), 616 (1202, V), 609 (1206, VI), 614 (1206, IX), 579/Armario 2, no. 578 (1211, I) [CDCH, no. 501, 502, 508, 599, 673, 674, 731].

37 ACH, LC, no. 612 (1203, VIII), 584 (1232, XII) [CDCH, no. 637].

38 ACH, LC, no. 617 (1207, III) [CDCH, no. 683].

39 ACH, LC, no. 618 (a. 1206) [CDCH, no. 781].

40 ACH, LC, no. 592 (1166, V) [CDCH, no. 247].

41 ACH, Armario 2, no. 663/LC, no. 605 (1166, V) [CDCH, no. 248].

42 ACH, LC, no. 603 (1168, IV) [CDCH, no. 253]. 一般的な従物書式にそくして家屋、葡萄畑、耕地などがいずれも複数形で列挙されているが、代価が150ソリドゥスとファスティアン織りの織布となっているので、全財産であったとは考えにくい。

43 ACH, Extravagantes/LC, no. 626 (1174) [CDCH, no. 304].

44 ACH, Armario 2, no. 566/LC, no. 611 (1182, III) [CDCH, no. 368].

45 ACH, LC, no. 582 (1190, IV) [CDCH, no. 449].

46 ACH, Armario 2, no. 600/LC, no. 551 (1188, III) [CDCH, no. 433]; LC, no. 567 (1192, I) [CDCH, no. 465].

47 ACH, LC, no. 610 (1185, II) [CDCH, no. 397].

48 ACH, LC, no. 657 (1192, XI) [CDCH, no. 470].

分割する旨を仔細に明記した遺言状を作成させているのである⁴⁹。

以後、アケルメスは子ベルナルドとともに、自らの既得財産の隣接物件を中心に購入・交換に励む一方（1196年にアルガスカルの葡萄畑⁵⁰、1199年にグアタテン・パホの葡萄畑2をいずれも交換により獲得⁵¹、1206年にマサ街区の家屋を購入⁵²）、遺言状の伝来しない母ボネータと前述のギリェルモの相続財産に対する兄弟とその子孫からの分割要求に直面することになる。早くも1195年8月には、前述の遺言状とともに相続者として指定されながら、各々の取り分が明記されていなかったペレグリーノと、死没したイネスの娘アイリーナとその夫サンチョ・デ・ハサが皮革工街区の数家屋を分割しているし⁵³、同時にすでに没していたギリェルモとイネスを除く7人の兄弟が母ボネータの遺した司教座聖堂教会そばの鐘工街区の数家屋を分割し、もれなく相続にあずかっている⁵⁴。だが、その3ヶ月後にはファン・ベレンゲールとプラスマがペレグリーノと鐘工街区の数家屋の取り分をめぐってふたたび分割におよぶと⁵⁵、1202年5月には当該家屋の分割にあずかれなかったイネスの子ビダル・デ・マルサンと前述のアイリーナが介入し、アケルメスがおそらく死亡したペレグリーノから取得していた当該家屋の抵当権の一部を手に入れている⁵⁶。アケルメスと子ベルナルドは1203年8月、プラスマの子ギリェルモおよびラモン・ベカイレ兄弟からわずか20ソリドゥスの補償をもって相続権を放棄させたものの⁵⁷、1206年6月にはふたたびイネスの子ビダル・デ・マルサン、アイリーナ、ボネータの要求に直面し⁵⁸、同9月に、1182年に母とともに購入した前述の12耕地の一部を含む自らの相続分8耕地・1葡萄畑からサン・ヒル（おそらく市域のアルバラック内）の新規葡萄作付地とフォルカスの2耕地の抵当権を前二者に与え、いかなる要求をも放棄するとの合意を「よき人びと（*probi homines*）」の面前でとりつけている⁵⁹。ところが、ここから除外されたボネータとその夫ペドロ・タリャドール（彫金工）の要求はとどまるどころを知らず、アケルメスは1207年3月、ついにフスティシア（*justicia*）の主宰する都市法廷の判決を仰ぎ、ようやくこれを退けたのである⁶⁰。

アケルメスは1209年6月24日、先だって作成されたという遺言状の内容にしたがって、子ベルナルドを司教座聖堂参事会員にすべくウエスカの全不動産を司教座聖堂教会に寄進している⁶¹。これに対してアイ

49 ACH, LC, no. 552 (1195, VII, 21) [CDCH, no. 500]. 司教座聖堂教会に遺贈されたハラ葡萄畑は1199年、大助祭ファン・デ・セレスに終身で貸与されている。ACH, Extravagantes (1199, IV) [CDCH, no. 552]. また、とくに皮革工街区の家屋は、祖父ファン・デ・モンプリエからボネータを介して継承されたものと思われる。というのも、1147年の売却文書には、列挙された隣接物のなかにファン・デ・モンプリエの家屋がみられるからである。ACH, LC, no. 644 (1147, VI) [CDCH, no. 179]. 同街区は、のちにコリエーリョまたはコリエット（「丘」の意）とも呼ばれるように、市壁内で最も標高の高い一画を占めており、純粋な意味での皮革工にかぎらず、名のある市民がこぞって軒を連ねようとした場所でもある。

50 ACH, LC, no. 607 (1196, XII) [CDCH, no. 525].

51 ACH, LC, no. 549 (1199, IX) et 575 (1199, IX) [CDCH, no. 558 et 559].

52 ACH, LC, no. 606 (1206, III) [CDCH, no. 666].

53 ACH, LC, no. 580 (1195, VIII) [CDCH, no. 501].

54 ACH, LC, no. 604 et 608 (1195, VIII) [CDCH, no. 502].

55 ACH, LC, no. 944 (1195, XI) [CDCH, no. 508].

56 ACH, LC, no. 616 (1202, V) [CDCH, no. 599].

57 ACH, LC, no. 612 (1203, VIII) [CDCH, no. 637].

58 ACH, LC, no. 609 (1206, VI) [CDCH, no. 673].

59 ACH, LC, no. 614 (1206, IX) [CDCH, no. 674].

60 ACH, LC, no. 617 (1207, III) [CDCH, no. 683]. 当該文書は、誓約人が登場する初の文書である。フスティシア（すなわち裁判官）をつとめたペドロ・デ・サルピセが、後述のファン・ピクタピン、その義兄弟ペドロ・クエンデ、マサ家と並び立つ貴族家門ベルグア家出身のサンチョ・デ・ウエスカ、当時サルメディーナ（*zalmedina*）（*sahib al-madina* に由来。国王代官）をつとめたマテオ・デル・マス、ドミンゴ・ルイス、ロレンソ・デル・コリエット、ペドロ・デ・アペーナ、サンチョ・デ・ラパータを中心とする「よき人びと」の面前で判決を下したのち、王宮に集った7名の誓約人（マテオ・デル・マス、ペドロ・デ・アペーナ、ペドロ・デ・バリエ、ギリェルモ・デ・ブリーバ、ペドロ・ヒル、ラモン・デ・ブランカ、ファン・カルボネル）の面前でその確認を受けている。とくに「よき人びと」のうち、サンチョ・デ・ラパータを除く7名が弁護人（*razonador*）としてアケルメスの側に立っていたことがことをうまく運ばせたことは想像に難くない。

61 ACH, LC, no. 530 (1209, VI, 24). 件の遺言状は伝来しない。また、やはり遺言状で明記されたとおりにして、ここでは、ペドロ・デ・アグアスとその妻サンチャに奉仕の報償として賦与されるマサ街区の家屋と市域のコランドラレスの耕地、さらに

リーナは、叔父アケルメスに対して要求するところを満たした直後の1206年10月、夫サンチョ・デ・ハサとともに叔父ウンベルトから前述の鐘工街区の相続分をも購入していた⁶²。1211年1月には、アイリーナは新たな夫ラモン・デ・ピアキャンプの同意のもと、前夫との子ラモン・デ・ボクロンと自らの財産を分割したが、それまで度重なる要求を介して取得した財産は総じて自らの手元にとめおいている⁶³。それから10年経ったのちもその活動はとどまるところを知らず、1221年1月、司教ガルシア・デ・グダルから交換により鐘工街区の家屋をあらたに取得したうえ⁶⁴、1224年10月には兄ビダル・デ・マルサンの子でハカの司教座聖堂参事会員となったドウランドから自らが兄と分割した同街区の家屋を取り戻している⁶⁵。1229年には子ラモン・デ・ボクロンに妻フェレーラ・デ・ボレアを迎えるべく自らの財産から婚資を用立てたが⁶⁶、1232年12月、ラモンがアケルメスの子にして司教座聖堂参事会員ベルナルドに母が留保していたハラの葡萄畑と鐘工街区の家屋を放棄していることからみて⁶⁷、それまでには没していたと想定される。ベルナルドとはいえば、このほかに1227年6月にビダル・デ・マルサンからハラの葡萄畑を購入しており⁶⁸、父の妹イネスの系統による度重なる要求に一矢報いたとでもいったらよいであろうか。なお、末尾を飾る1243年11月2日の文書では、ファン・ベレンゲールの孫であるミゲルとベレンゲール兄弟が、すでに司教座聖堂教会に寄進されていたらしい鐘工街区の家屋に対する相続権を110ソリドゥスで譲り渡している⁶⁹。いずれにせよ、同家の文書がもっぱら保管された『錠前の書』には、ボネータの子から分岐した各系統にかかわる文書が、主要な2系統の文書を中心に父系・母系問わずおよそ分け隔てなく収録されているようである。

図2には、やはりウエスカ史料全体を用いて再構成したイサーク家の家系図を掲げてある。この家門はユム・トブなるユダヤ人の子でおそらく改宗を果たした靴工イサークに遡るが⁷⁰、伝来する文書は総じてその甥でやはり靴工のジョフレ・イサークを起点とする系統にかかわるものとなっている。同人はその生涯で知られるかぎり3人の妻（カルベータ、オロペサ、マリア）を娶っており、おそらく第1の妻との子を前述のベカイレ家出身の靴工ペロニンに嫁がせ、第2の妻とのあいだにマテオならびにギリェルモ・デ・オロロンに嫁がせた娘を、第3の妻マリアとのあいだにラモン・アステルをそれぞれ遺している。初期ウエスカにおける靴工の社会的地位の高さはしばしば指摘されるところであるが、ジョフレ・イサークが同都市有数の富裕土地所有者にのぼりつめた最大の要因は、ハカの富裕土地所有者で征服後のウエスカでも多数の土地を集積したギリェルモ・デ・ハカの娘オロペサを妻に迎えたことであつたと思われる。これにより同人は、妻が

は妻オリーバの連れ子とおぼしいベネデットの娘に与えられるアルガスカルの耕地と全動産が寄進の対象から除外されている。前者の贈与については、ACH, LC, no. 615 (1209, VII) [CDCH, no. 708]. ペドロ・デ・アグアスが果たしたという奉仕の内容は判然としないが、アケルメスとイネスの子らとの財産分割に際して、アケルメスの保証人を務めたことがあるいはそれにあたるかもしれない。ACH, LC, no. 609 (1206, VI) [CDCH, no. 673]. なお、年代記載のないアケルメスの財産目録 (*memoria*) が伝来するが、そこに列挙された12の耕地には1206年にイネスの子らに分与された耕地が含まれているため、同年以前に作成されたことは確実であり、アケルメスによって寄進された財産に対する司教座聖堂教会の権利保証を目的として作成されたものではもとよりありえない。ACH, LC, no. 618 (a. 1206) [CDCH, no. 781].

62 ACH, LC, 570 (1206, X) [CDCH, no. 676].

63 ACH, Armario 2, no. 578/LC, no. 579 (1211, I). ラモン・デ・ボクロンに分与された財産のうち、とくに市壁外の、フォルティス（フェレア）門からアルキブラ門に達する街路沿いに位置したらしい家畜市場そばの家屋と菜園は、もともと実父サンチョ・デ・ハサの財産である。すなわち、ガルシア・デ・ハサの寡婦にしてサンチョの母オルベリートが1180年6月、テンプル騎士団に家畜市場に隣接する自らの菜園を経由してその菜園に水路を引く権利を寄進している。CT, no. 82 (1180, VI). 1185年には、当該菜園を相続したサンチョがその2分の1をサン・ペドロ・エル・ピエホ修道院に寄進している。ADH, CSPV, fol. 138v. (1185).

64 ACH, LC, no. 868 (1221, I).

65 ACH, Extravagantes/LC, no. 577 (1224, X).

66 ACH, LC, no. 583 (1229, IX).

67 ACH, LC, no. 584 (1232, XII).

68 ACH, LC, no. 544 (1227, VI).

69 ACH, LC, no. 539 (1243, XI, 2).

70 ACH, LC, no. 382 (1113, VI) [CDCH, no. 112].

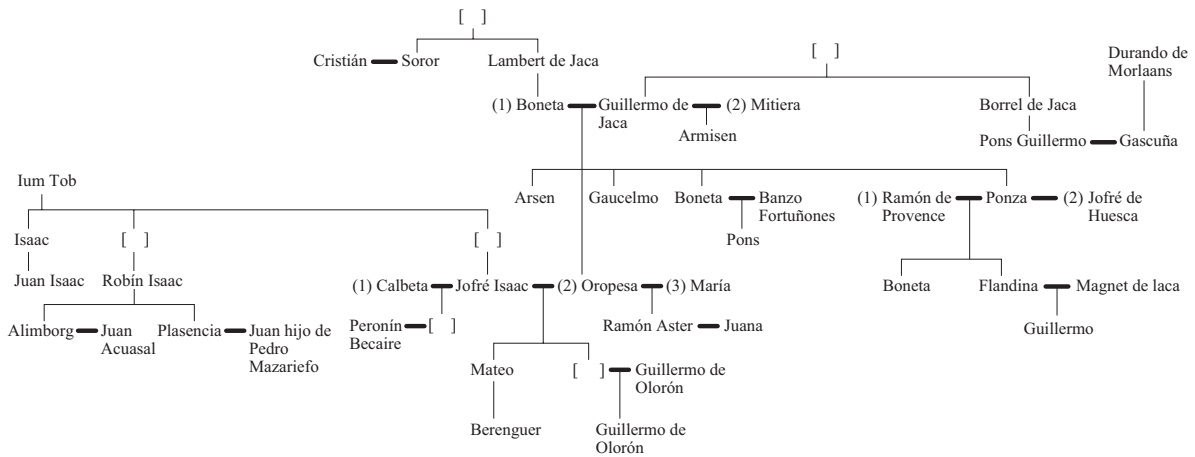


図 2

携えてきた財力と血脈を存分に活用してウエスカ各所で土地の獲得にいそむことができたらしい。とはいえ、同人の遺産相続の段になって主導権を握ることを許されたのは、最後の妻 MARIA との子ラモン・アステルである。アステル、すなわち「星」を異名に掲げるラモンは、異母弟マテオとその子ベレンゲール（・アステル）との財産分割をみたところ穏便に乗り切ったのち、妻ファナの同意をえずして作成された特異な遺言状で主要な財産を、市参事に名を連ね、メリノ（merino）という国王役人をも歴任した、自らが従兄弟というファン・ピクタピンに売却しようとしてこれを果たせず、妻の同意の下に新たな遺言状を作成することを余儀なくされるも、最終的に自らの意志を押し通してファン・ピクタピンに全財産を売却している。

同家の文書は、ジョフレ・イサークによる1140年6月のアルメリスにおける菜園の購入⁷¹を皮切りに、前述のようにラモン・アステルからファン・ピクタピンへの1222年12月の全財産の売却⁷²にいたるまで、全体として45点を数える。とはいえ、保管の形式については、すべてが『錠前の書』に保管されていたボクロン家文書と異なり、やや判断に苦しむ部分がないとしない。同家の文書の3分の2に相当する31点はジョフレ・イサークを行為主体とするものであるが、これらのうち単葉の羊皮紙のみの伝来が11点（同時代のコピー1、13世紀前半に複数の文書が単一の羊皮紙にまとめて筆写されたコピーのうち1を含む）を数える一方、『錠前の書』に保管された文書が20点を数え、そのうち3点のみオリジナルが伝来している。単葉の羊皮紙については、カルチュレール保管の文書と重複するものも含めて、それぞれアルマリオ2番に11、4番に1、9番に1、エクストラバガンテスに1が分類されている⁷³。これに対して『錠前の書』では、17点が前述のルブリックなしのセクションでつねにボクロン家文書の一定のブロックに先行される形で配列されていて、残る3点はすべてウエスカにかかわるものでありながら、ハカ関係文書がルブリックをもってまとめられた774～852番のセクションに間をおかず配列されている（846～848番）⁷⁴。以上のような保管形式の差異にあえてなんらかの規則性をみいだそうとするならば、全体として売却文書が最多で26点を数える一

71 ACH, Armario 2, no. 378 (1140, VI) [CDCH, no. 155].

72 ACH, Armario 3, no. 418 (1222, XII).

73 ACH, Armario 2, no. 378 (1140, VI), 354 (1146, VIII), 577 (1148), 630/LC, no. 653 (1154, V, 26); Armario 9, no. 119 (1157, I); Armario 2, no. 519 (1158, VIII), 587 (1163, V), 482/LC, no. 636 (1169, III); Armario 4, no. 1002 (1169, XII); Armario 2, no. 497/LC, no. 625 (1171, V), 429 (1172, V); Extravagantes (1181, II); Armario 2, no. 345 (1183, X), 63 (c. 1183) [CDCH, no. 155, 176, 186, 210, 223, 227, 238, 255, 261, 275, 284, 355, 384, 387].

74 ACH, LC, no. 847 (1146, XII), 644 (1147, VI), 648 (1147, VI), 848 (1151, II), 574 (1151, VIII), 647 (1153), 630 (1154, II), 650 (1154, IV), 653/Armario 2, no. 630 (1154, V, 26), 654 (1154, VI, 8), 638 (1163, I), 649 (1165), 635 (1167, IX), 622 (1168, II), 636/Armario 2, no. 482 (1169, III), 631 (1171, II), 625/Armario 2, no. 497 (1171, V), 643 (1172, XII), 846 (1175, XII) [CDCH, no. 176, 177, 179, 180, 196, 206, 207, 209, 210, 211, 237, 245, 251, 252, 255, 273, 275, 288, 316].

方、それ以外の生前贈与2、抵当権設定1、遺言状（もしくは遺言執行状）1、債権目録1はすべて単葉の羊皮紙だけで伝来していて、『錠前の書』ではジョフレ・イサークがあたかも購入ばかりしていたかのようにみえるということくらいであろうか。いずれにせよ、『錠前の書』に限定していえば、同人の文書がボクロン家文書について一定の厚みのあるブロックをなしていることは疑いない。

ところが、同人の子の世代になると、前述のような保管形式ごとの文書の比率は完全に逆転する。前述のラモン・アステルを中心に、異母弟マテオとその子ベレンゲール、同じく異母妹の子ギリエルモ・デ・オロロンにかかわる文書は全体でもわずか13点にすぎないが、11点がコピーを含む単葉の羊皮紙でアルマリオ2番を中心に保管されており（3点はエクストラバガンテスに含まれていて、17世紀前半の分類・整理の対象にさえない）⁷⁵、『錠前の書』保管は残る3点にとどまっていて、そのうち重複が1点数えられるのみである⁷⁶。文書の種別では、財産分割が3点、以下それぞれ権利放棄2、抵当権設定4点（担保の償還1、抵当権設定の形式をとる貸与2を含む）、貸与1、売却2、遺言状2となっている。こうした文書の種別と保管形式の差異にはいかなる関係もみいだされませんが、法行為の主体に注目するとじつに興味深い事実がうきぼりとなる。すなわち、『錠前の書』で保管された文書がボクロン家について多いジョフレ・イサークの主要な継承者と目されるラモン・アステルの文書がいずれも『錠前の書』には収録されていないのに、逆にジョフレ・イサークの意志にそくしてその財産のごくわずかな部分の分割をもって満足せざるをえなかったマテオとその子ベレンゲールにかかわる文書だけが収録の対象となっているのである。それら3点のうち2点は前述のルブリックなしのセクションに、残る1点はやはり前述のハカ関連文書のセクションのうち、ジョフレ・イサークの一連の文書の直後に筆写されている。

こうした措置がとられた要因を理解するには、同家の文書全体をあらためて具体的に検討する必要がある。前述のようにジョフレ・イサークは1140年6月、最初の妻カルベタとその子らとともにアルメリスの菜園を購入している⁷⁷。だが、1146年8月から1147年6月にかけて行われた4件の購入では、すでに新たな妻オロベサとともに、ファン・デ・モンプリエを筆頭に有力市民が軒を連ねた皮革工街区内のコリエリョ（Collello）またはコリエット（Collet）（「丘」の意）と称せられるセクターの家屋や、アルメリスを中心に市域内の耕地や葡萄畑を、すべて妻の親族から購入している⁷⁸。1148年には妻の姪にあたるフランディーナから司教座聖堂教会そばの家屋を贈与されているが、これなども妻の存在なくしてはとうてい不可能であったろう⁷⁹。こうしたコネクションは、第3の妻マリアをともなって現れるようになる1151年3月以降もけっして途絶えることはなく、前述のフランディーナから同月に市域内の4耕地を⁸⁰、1154年4月にはオロベサの父ギリエルモ・デ・ハカの新たな妻ミティエラからアルキブラの耕地を⁸¹、同年6月にはふたたびフランディーナから同人が相続した前述のコリエリョの家屋と店舗をそれぞれ購入している⁸²。同人はまた、1167年9月におそらく姪にあたるアリンボルグから市域内の耕地を⁸³、1169年12月には同じく姪のプラセンシアから靴工街区の店舗をそれぞれ購入するなど⁸⁴、自らの親族からの財産の獲得にも余念がなかった。こ

75 ACH, Armario 2, no. 63/LC, no. 849 (1171, I, 23); Extravagantes (1180, III); Extravagantes (1181, II); Armario 2, no. 63 (1186, II); Extravagantes (1186, II); Armario 2, no. 374 (1187, X), 63 (1202, III, 3), 152 (1202, VIII, 1), 632 (1207, VIII) [CDCH, no. 270, 351, 356, 403, 404, 421, 598, 608, 691]; Armario 2, no. 366 (1220, II, 12), 470 (1220, V, 14); Armario 3, no. 418 (1222, XII).

76 ACH, LC, no. 849/Armario 2, no. 63 (1171, I, 23), 588 (1198, II) [CDCH, no. 270, 539]; LC, no. 201 et 515 (1214, I).

77 ACH, Armario 2, no. 378 (1140, VI) [CDCH, no. 155].

78 ACH, Armario 2, no. 354 (1146, VIII); LC, no. 847 (1146, XII), 644 (1147, VI), 648 (1147, VI) [CDCH, no. 176, 177, 179, 180].

79 ACH, Armario 2, no. 577 (1148) [CDCH, no. 186].

80 ACH, LC, no. 848 (1151, III) [CDCH, no. 196].

81 ACH, LC, no. 650 (1154, IV) [CDCH, no. 209].

82 ACH, LC, no. 654 (1154, VI, 8) [CDCH, no. 211].

83 ACH, LC, no. 635 (1167, IX) [CDCH, no. 251].

84 ACH, Armario 4, no. 1002 (1169, XII) [CDCH, 261].

うして同人は1150年代から1170年代にかけて、妻と自らの親族から獲得した財産を礎に、しばしばそれらの隣接物件を親族以外の土地所有者からも16件にわたって購入することができたのである⁸⁵。この間、その活動は担保付きの貸し付けにもおよぶようになり、これが購入につぐいま一つの土地集積の手だてとなっていたようである。1083年頃に作成されたとおぼしい同人の債権目録には債務者としてキリスト教徒、ムデハル、モサラベが分け隔てなく列挙されているが、キリスト教徒のなかにはガラシアン⁸⁶の妻、すなわち前述のボクロン家のボネータさえもが含まれているのである⁸⁶。

ジョフレ・イサークは1181年2月、ラモン・アステルに同家の富の象徴ともいべきコリエーリョの家屋と店舗を遺すべく、孫ギリエルモ・デ・オロロンにわずかに靴工街区の2店舗とアルメリスの耕地を分与して、以後想定されるさらなる遺産要求を未然に封じようとしている⁸⁷。同様に1183年10月の遺言状（または遺言執行状）では、とくに孫ベレンゲールに対して、従兄弟ファン・イサークのものであった家屋、オロペサの従兄弟ポンス・ギリエルモから購入した5耕地、司教座聖堂教会の墓地そばの家屋、さらにはハカの店舗と家屋が遺贈されることとなっている⁸⁸。ラモン・アステルは、前者についてはすぐさま父の意志を誠実に履行する一方⁸⁹、後者についてはやや遅れて1198年2月、ベレンゲールの父マテオが所有したコリエーリョの家屋・店舗をも確保すべく、父の遺言状で指定された財産にさらなる耕地・葡萄畑を加えてその安寧を図っている⁹⁰。また、同人はこの間に、ベレンゲールと共同で、ギリエルモ・デ・オロロンが養子に迎えたセルバン・デ・ハカの子パスクアルに250ソリドゥスの補償金を支払って養父の財産の相続権を放棄させている⁹¹。こうしてジョフレ・イサークの遺産をめぐる甥たちの要求を乗り切ったラモン・アステルは、1202年にハカで所有する菜園や家屋を（抵当権設定でしばしばみられる）3～4年間とごく短期の賃貸契約によって貸与する一方⁹²、1207年にはウエスカの10耕地を同じく3年間の年限つきでマルティン・デ・オンティニェーナに貸与している⁹³。ベレンゲールはといえば、1214年1月、叔父ラモンと同じくアステルの異名を冠して、1198年に分割されたモンテアラゴン門外のムデハル墓地に隣接した菜園を、司教ガルシア・デ・グダルに売却している⁹⁴。

残るは、前述のようにラモン・アステルが作成させた一連の遺言状と売却文書ばかりとなる。1220年2月12日の第1の遺言状の特異さは、なによりもその管理を委ねられた従兄弟ファン・ピクタビンに対する

85 ACH, LC, no. 574 (1151, VIII), 647 (1153), 630 (1154, II); Armario 2, no. 630/LC, no. 653 (1154, V, 26); Armario 9, no. 119 (1157, I); LC, no. 638 (1163, I); Armario 2, no. 587 (1163, V); LC, no. 649 (1165), 629 (1167, VIII), 622 (1168, II); Armario 2, no. 482/LC, no. 636 (1169, III); LC, no. 631 (1171, II); Armario 2, no. 497/LC, no. 625 (1171, V); Armario 2, no. 429 (1172, V); LC, no. 634 (1172, XII), 846 (1175, XII)[CDCH, no. 197, 206, 207, 210, 223, 237, 238, 245, 250, 252, 255, 273, 275, 284, 288, 316].

86 ACH, Armario 2, no. 63 (1183?) [CDCH, no. 387].

87 ACH, Extravagantes (1181, II) [CDCH, 355]. ギリエルモ・デ・オロロンは、ラモン・アステルに相続させるコリエーリョの家屋と店舗に対するあらゆる権利を放棄するよう命じられており、ラモン・アステルもまたこの措置を確認している。

88 ACH, Armario 2, no. 345 (1183, X) [CDCH, no. 384]. 当該文書は形式上、遺言状の書式に照らすと破格というほかに、あらゆる財産の分与を網羅しているようにも思われない。ラモン・アステルに対しては、弁済済みの担保を償還し、残りを同人に与えると明記するのみである。1187年10月には、ラモン・デ・テナの子バリエスがラモン・アステルから、自らの父がジョフレ・イサークに対して設定していた担保を、債務を弁済して償還している。ACH, Armario 2, no. 374 (1187, X) [CDCH, no. 421]. じつはラモン・デ・テナは、1172年に当該担保物件をサン・ペドロ・エル・ピエホ修道院に寄進しようとして、同修道院がジョフレ・イサークに120ソリドゥスを支払って償還するようお願い出していたのであるが、どうやらそれも叶わなかったようである。ADH, CSPV, fol. 155 (1172).

89 ACH, Extravagantes (1181, II) [CDCH, no. 356].

90 ACH, LC, no. 588 (1198, II) [CDCH, no. 539].

91 ACH, Armario 2, no. 63 (1186, II) [CDCH, no. 403] et Extravagantes (1186, II) [CDCH, 404].

92 ACH, Armario 2, no. 63 (1202, III, 3) [CDCH, no. 598], 152 (1202, VIII, 1) [CDCH, no. 608]. いずれもラモン・アステルからの担保つき借入という形式をとっており、貸手は形式上担保（実質的には保有地）となる菜園および家屋から本来負担すべき貢租を免除され、それぞれ前もって200ソリドゥスと70ソリドゥスを融通するというかたちになっている。

93 ACH, Armario 2, no. 632 (1207, VIII).

94 ACH, LC, no. 201 et 515 (1214, I). 当該売却文書は、司教ガルシア・デ・グダルによる購入を内容とする売却文書群がまとめられた200番前後のセクションにも含まれている。

売却文書が双方の形式はそのままに同一文書のなかで統合されていることにある。ここではまず、自らの埋葬先として指定された司教座聖堂教会に対する200モラベティノ（マラベディ）の支払いを筆頭に、ウエスカの教会、祈祷盟約団体、救貧院、ラ・カリダ（La Caridad）と称せられる市会、サン・ラザロ施療院にそれぞれ5ソリドゥスから50ソリドゥスまでの金銭の遺贈が約束されたうえ、誓約人を歴任したファン・カルボネル、その兄弟とおぼしいギリエルモ・カルボネル（のちに司教座聖堂参事会員）、ドミンゴ・チコ、自らの近親者というブルネラ、ペドロ・クエンデの妻マリア（ファン・ピクタビンの妹）にそれぞれ1～2耕地または葡萄畑の分与、自らの妻フアナにはその嫁資の保持が明記されている。保証人と遺言執行人が列挙されると、そこから一転してファン・ピクタビンへの売却文書の体裁をとっており、レミアン街区の家屋・店舗・菜園、コリエリョの9店舗、靴工街区の5店舗、アルキブラ街区の1店舗、市域の6葡萄畑（ハラタルコメスに1、コニリエネックに2、ハラに1、プエージョ・デ・サンチョに1、アルガスカルに1）、フォルカスの3耕地、モンテアラゴン門外の脱穀場、アルメリスの3耕地、イスエラ川に敷設された粉挽水車の8分の1が、代価が明記されることなく売却されることとなっているのである⁹⁵。ところが、当該遺言状が妻フアナの同意なくして作成されたとして、同年5月14日には市参事会員を歴任した有力市民を前にして、その内容をほぼ全面的に変更した新たな遺言状がすぐさま作成されている。そこでは、とくにファン・ピクタビンに売却されることとなっていたすべての財産が、前述の受贈者に、国王ペドロ2世の乳母にしてファン・ピクタビンの妻サンチャ・デ・トーレスの連れ子ウーゴ・マルティンなどを加えてあらためて分配されることとなっており、なかでもペドロ・クエンデの妻マリアが最多の財産を割り当てられる一方、ファン・ピクタビンは買主としても遺言状の管理人としても完全に排除されてしまっている⁹⁶。けれども、1222年12月、この2年間に何があったかは不明ながら、ラモン・アステルは当初の意志を押し通すばかりか、前述の受贈者に分配されるはずであった財産をも含めてすべてを1000モラベティノでファン・ピクタビンに売却してしまうのである⁹⁷。

それにしても、一連の遺言状から売却文書へといたることの経過についてはやはり判然としない部分が多い。ファン・ピクタビンとその妹マリア（ペドロ・クエンデの妻）は、1176年にサルメディーナ（国王代官）を歴任し、1195年には司教座聖堂参事会員となったギリエルモ・ピクタビンとその最初の妻トロサーナの子であり、ラモン・アステルの従兄弟であったとすれば、同人の母マリアとトロサーナが姉妹であったと考えるほかに想定されうる可能性がみあたらないが、これとて推測の域を超えるものではないし、そもそもラモン・アステルに子がなかったとはいえ、あらゆる親族を差し置いて従兄弟の一人に、しかも全財産を売却するという処分仕方であって選択した動機はやはり不明としかいいようがない。ファン・ピクタビン自身は、前述のように市参事に名を連ね、父と同じく国王役人をも歴任した、国制面でも市政面でも際立った有力市民であったと考えられるが、ジョフレ・イサークにとってのマテオと同じように父の前妻の子であり、家門の継承という点ではもともと主要な系統とみなされていなかったようである。1195年2月には国王ペドロ2世の乳母で、かつてメリノをつとめたウーゴ・マルティンの寡婦サンチャ・デ・トーレスを娶る際に、すでに司教座聖堂参事会員となっていた父（と新たな妻ボンサ）から、市内の家屋、プエージョ・デ・サンチョの葡萄畑と耕地、グアタテン・バホの耕地の3分の1、ババルジェディットの菜園を、婚資にあてるべ

95 ACH, Armario 2, no. 366 (1220, II, 12). 当該遺言状は、本来公証人ドミンゴ・ロベスによって作成されたものであるが、伝来するのは公証人ベルトランドが1227年11月2日に転写したものである。なお、イスエラ川に敷設された粉挽水車には、本来の所有者とおぼしいレネールという人名が付されている。ラモン・アステルは1180年3月、レネールの甥ギリエルモ・デ・ウエスカに20モラベティノを貸す際に、明記されていないものなんらかの担保を受領しており、この粉挽水車の一部がそれに相当するものと考えられる。ACH, Extravagantes (1180, III) [CDCH, no. 351].

96 ACH, Armario 2, no. 470 (1220, V, 14).

97 ACH, Armario 3, no. 418 (1222, XII?).

く500モラベティノをはたいて購入している⁹⁸。また、1199年1月には、妹マリアとその夫ペドロ・クエンデと、市内の家屋と市域の耕地・葡萄畑を分割しているが、それらはあくまでも死没した実母トロサーナの財産であった⁹⁹。ともあれ、同人が経済的にも政治的にも大きく飛躍するのに重要な契機となったのは、サンチャ・デ・トーレスとの結婚であったことは疑いない。1203年4月には、父から購入した前述のプエージョ・デ・サンチョの葡萄畑・耕地に隣接する「浴場主（Balneador）の」と呼称された葡萄畑を購入し¹⁰⁰、同人はこれを司教座聖堂教会に寄進するまで一貫して保持している。1206年3月には妻サンチャの前夫ウーゴ・マルティンの5名の子による遺産要求に直面するも、両人が王権から賦与された城塞ポンピエンなどを分与してこれを乗り切ると¹⁰¹、今度は自らが国王ペドロ2世の誠実者として1212年5月13日に市壁外の「緑のモスク（misquitam viridem）」を賦与され、教会の創建がその手に委ねられており（のちサン・マルティン教会）¹⁰²、同年ウーゴ・マルティンと同じくメリノに任ぜられている。以後、ラモン・アステルの一連の遺言状をめぐる問題に忙殺されながら、1220年1月には市域東端のフロレンと同南端のプジャスエロにおける全耕地を司教ガルシア・デ・グダルに売却する一方¹⁰³、同年9月にはテンプル騎士団に市域のバルセンコス耕地を売却しているし¹⁰⁴、前述のとおり1222年にラモン・アステルの財産を購入したのちも、1239年4月18日および1242年2月に一部の財産の用役権をそれぞれ5年ならびに20年の年限つきで売却し¹⁰⁵、その財産を次第に整理しつつあったようである。

同人は遅くとも1243年には没したと考えられるが¹⁰⁶、それに先立って自らの主要な財産を司教座聖堂教会に寄進していたことは疑いない。これを内容とする寄進文書も遺言状もなぜか伝来しないが、1248年5月15日と1250年9月22日の2度にわたって、おそらくラモン・アステルの寡婦ファナが新たに嫁いだ騎士サンチョ・デ・ポマールと、ファン・ピクタビンの娘サンチャ・ペレスが司教座聖堂教会に対して、ファン・ピクタビンの寄進財産に対する相続権を放棄しており、その際、同人が寄進した財産が、ラモン・アステルから獲得したコリエーリオの全店舗、靴工街区の全店舗、プエージョ・デ・サンチョの「浴場主の」葡萄畑、同人自身が居住したレミアン街区の邸宅・店舗、いまやサン・マルティン教会となった「緑のモスク」であったことが明記されている¹⁰⁷。このように司教座聖堂教会への最終的な寄進文書や遺言状が伝来しないケースは（これまでもみられたように）けっしてめづらしいことではないが、それ以上に注目すべきは、ファン・ピクタビンの文書がわずか1点を除いていずれも『錠前の書』保管の対象になっていないという事実であろう¹⁰⁸。唯一収録された文書はフロレンとプジャスエロに所在する全耕地を司教ガルシア・デ・グダルに売却

98 ACH, Armario 2, no. 608 (1195, XII) [CDCH, no. 510]. ここでファン・ピクタビンに売却されたプエージョ・デ・サンチョの葡萄畑と耕地のうち、後者は父ギリエルモが1184年12月に購入したものである。ACH, Armario 2, no. 520 (1184, XII) [CDCH, no. 395].

99 ACH, Armario 2, no. 367 (1199, I) [CDCH, no. 548].

100 ACH, Armario 2, no. 693 (1203, IV) [CDCH, no. 630]. 当該葡萄畑はもともと、征服直後のウエスカを国王ホノールとして保有した当時のアラゴン王国最有力貴族のオルティ・オルティスが所有したものであった。ACH, Armario 2, no. 520 (1184, XII) [CDCH, no. 395].

101 ACH, Armario 9, no. 242 (1206, III) [CDCH, no. 665]. なお5名の子のうち、大助祭ギリエルモ・マルティンはラモン・アステルの第2の遺言状の管理人をつとめており、父と同名のウーゴ・マルティンはそこで保証人として名を連ねている。後者はとくに、1226年から1227年にかけて誓約人を歴任したことで知られる。

102 ACH, Armario 9, no. 215 (1212, V, 13) [CDCH, no. 753].

103 ACH, LC, no. 191 (1220, I).

104 CT, no. 172 (1220, IX).

105 ACH, Armario 2, no. 628 (1239, IV, 18), 618 (1242, II). いずれもペドロ・デ・カミーノとその妻サンチャに対して売却されている。

106 ACH, Armario 4, no. 658 (1243, I, 5). ここでは、司教座聖堂教会によりトマス・デ・アグアスに貸与されたコリエーリオの店舗の隣接物件のなかに、故人ファン・ピクタビンの店舗が含まれている。

107 ACH, Armario 2, no. 457 (1248, V, 15), 450 (1250, X, 1). なお、これらの文書のなかで、ファン・ピクタビンによる寄進は公証人アルナルド・ドゥエットにより作成された公正証書によって履行されたと明記されている。

108 ACH, Armario 2, no. 520 (1184, XII), 608 (1195, XII), 367 (1199, I), 693 (1203, IV); Armario 9, no. 242 (1206, III); Extravagantes (1211,

した前述の売却文書であるが、これも同司教によるさまざまな財産の購入を内容とする一連の売却文書がまとめられた200番前後のセクションに加えられたものにすぎない¹⁰⁹。その意味では、(特定の財産でなく) イエによる保管形式の差異という理屈がここにも典型的にあてはまるといってよいであろう。となると、一つの可能性として、次のように想定されうるかもしれない。すなわち、ラモン・アステルの一連の文書は、最終的な財産の売却にともなってひとまずファン・ピクタビンの手へ委ねられ、同人が最後に寄進におよんだ際に自らの文書と一括して司教座聖堂教会に移管されたために、イサーク家の文書としてではなく、むしろ(一貫してカルチュレール保管の対象とならなかった) ピクタビン家の文書として分類されたのではないかということである。ここに、本来ならば主要な系統にほかならないラモン・アステルが、カルチュレール保管をもつばらとするイサーク家文書の世界から切断される要因の一つがあったかもしれない。

とはいえ、『錠前の書』に収録されたマテオとその子ベレンゲールの文書にはさらなる検討が必要である。この点で、唯一いずれの保管形式にも含まれるマテオの財産分割を旨とした文書はなんとも示唆的である¹¹⁰。当該文書はそもそも、複数の文書を含む13世紀前半のパンカルタ(アルマリオ2番の文書番号63番)のなかで、ジョフレ・イサークの債権目録、ギリエルモ・デ・オロロンと養子縁組契約を結んだパスクアルの権利放棄書、ラモン・アステルの抵当権設定文書(実質的には貸与)とともに併記されているが、これらのうち当該文書だけがわざわざ抜き出されてあらためて『錠前の書』に収録されているのである¹¹¹。こうした意図的な取捨選択が同家の文書全体に作用していたと仮定すると、前述のように『錠前の書』に保管されたジョフレ・イサークの文書が売却文書ばかりで、ラモン・アステルに対する遺産要求を封ずるべく事前に行われた孫ギリエルモ・デ・オロロンへの生前贈与も¹¹²、同様の目的でマテオの子ベレンゲールへの分割財産がとくに明記された遺言状(または遺言執行状)もそこに保管されなかったのはなぜかが説明されるかもしれない。すなわち、従来のように保管形式に関係なく同家の文書全体を追跡すればジョフレ・イサークからラモン・アステルへの主要財産の継承がおおよそ疑いなく再構成されうるのに、13世紀固有の保管形式であるカルチュレールに視野を限定すると、その経路が一転してジョフレ・イサークからマテオとその子ベレンゲールへと系統的にすりかえられているようにみえるのである。となれば、われわれはやはり、イサーク家の本来の家門継承実践に対して、ジョフレ・イサーク、子マテオ、孫ベレンゲールへといたる系統を是とみなし、いわば家門を「再創造」しようとする意志(あるいはそうすることができるという認識)が、カルチュレールを生み出した13世紀後半の文書の分類・整理の段階で作用していたと考えるほかないであろう。

*

冒頭で述べたように、俗人のオリジナル文書の多数の伝来という現象が作成のレヴェルではなく保管のレヴェルにおいてあらためて検討されなくてはならないとすれば、われわれはまずもってその大半がなぜ司教座聖堂教会に伝来するかという根本的な問いに向き合わざるをえなくなるであろう。ただ、現状では、本稿の作業のように個々の司教座聖堂教会の「文書庫」を生成論的に検討することで地道に所見を蓄積してゆくほかに手立てはないように思われる。ここではさしあたり、本稿の議論にそくして以下のような見通しを示しておきたい。すなわち、(1)俗人のオリジナル文書の多数の伝来といっても、法的であれ(特定の財産の移転を契機とするのであれ)、社会的であれ(特定のイエを媒介とするのであれ)、司教座聖堂教会といかなる関係をもたない俗人文書のアーカイブはそもそも存在しない。だから、ボナシィが素朴にも信じたように、

III); Armario 9, no. 215 (1212, V, 13) [CDCH, no. 395, 510, 548, 630, 655, 733, 753]; Armario 2, no. 628 (1239, IV, 18), 618 (1242, II).
109 ACH, LC, no. 191 (1220, I).

110 ACH, Armario 2, no. 63/LC, no. 849 (1171, I, 23) [CDCH, no. 270].

111 ACH, Armario 2, no. 63 [CDCH, no. 387 (1183?), 403 (1186, II), 598 (1202, III, 3)].

112 ACH, Extravagantes (1181, II) [CDCH, no. 355].

特定の社会全体を再構築するに足る網羅的なアーカイヴなどわれわれには望むべくもない。(2)オリジナルとコピーを隔てる法的かつ社会的な障壁は想像以上に低かったし、われわれがえてして想定するように前者が後者に優先されるという認識自体もあらためられなくてはならない。そうでなければ、オリジナルが基本的に残される環境にありながら、あえてカルチュレールが編纂され、俗人文書さえもがわざわざ筆写されたのち、そのオリジナルが総じて廃棄されてしまうことの説明がつかないであろう。おそらく実態はむしろ逆であり、13世紀後半の段階で分類・整理が必要と認識された文書こそがカルチュレール収録というかたちをとっているのであって、その作業自体はあくまでも文書の分類・整理の第1歩にすぎず、後代のオリジナル全体の（筆写をともしない）分類・整理と異なるコンテキストの下で理解されるべきものではない。(3)最初の分類・整理の所産としてのカルチュレールはそれ自体一つの完結した「文書庫」をなしており、だからこそ特定の家門の系統を文書の取捨選択を駆使して操作し、事実上「創造」してしまうことが可能になっている。なるほど、われわれがやったようにオリジナル保管の文書と照らし合わせれば、たやすく暴かれてしまう類の嘘にはちがいない。けれども、そこにはおそらく、歴史家にとってはむしろ自然な、カルチュレールをオリジナル保管の文書と照らし合わせなくてはならないという認識そのものが欠けているのである。だからといって、カルチュレールだけがとくに恣意的であるというにはあたらない。いうまでもなく、俗人文書のアーカイヴ全体がもとより司教座聖堂教会といささかも無縁ではないからである。